

# 官報

号外  
昭和五十六年二月十三日

## 第九十四回 参議院會議録第五号

昭和五十六年二月十三日(金曜日)

午後零時七分開議

### ○議事日程 第五号

昭和五十六年二月十三日

正午開議

第一 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和五十五年水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

### ○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、故議員菅野儀作君に対し弔詞贈呈の件
- 一、故議員菅野儀作君に対する追悼の辞
- 一、故議員市川房枝君に対し弔詞贈呈の件
- 一、北海道開発審議委員会委員の選挙
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、昭和五十五年一般会計補正予算(第一号)
- 一、昭和五十五年特別会計補正予算(特第一号)
- 一、昭和三十五年政府関係機関補正予算(機第一号)
- 一、日程第一及び第二

昭和五十六年二月十三日 参議院會議録第五号

### 一、永年在職議員表彰の件

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第八十七番、地方選出議員、岐阜県選出、藤井孝男君。

〔藤井孝男君起立、拍手〕

○議長(徳永正利君) 議長は、本院規則第三十条により、藤井孝男君を通信委員に指名いたします。

○議長(徳永正利君) 議員菅野儀作君は、去る一月二十五日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。

ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は議員正四位勲二等菅野儀作君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(徳永正利君) 秦野章君から発言を求められております。この際、発言を許します。秦野章君。

〔秦野章君登壇、拍手〕

新議員の紹介 故議員菅野儀作君に対し弔詞贈呈の件 故議員菅野儀作君に対する追悼の辞

○秦野章君 本院議員菅野儀作君は、去る一月二十五日、心不全のため東京文京区の順天堂大学附属病院において逝去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに、同僚議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、故菅野儀作君のみたまに謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じます。

菅野君は、明治四十年六月、千葉市原郡八幡町に生をうけ、県下の名門千葉中学へ進まれました。

千葉中時代の君は、剣道部の猛者として、後に五段、教士となる腕をみがかれましたが、家庭の事情によって三年修了とともに学窓を去り、米穀雑貨商の家業を継がれました。

家業に精進する傍ら、町の青年団、消防団等において指導的役割を果たしてこられたのでございますが、昭和二十二年、地方自治体首長の初めの公選に際しまして、地元の人々の一致した強い推挙を受け、無投票で八幡町長に当選されたのであります。

終戦間もない混乱のさなか、極度の食糧不足や物資不足の中で町長となられた君は、持ち前の責任感と義侠心を發揮し、郷土の復興と発展のため、とりわけ学校校舎の再建やグラウンドの整備、さらに全国でも初めての公民館の建設にみずから上半身裸となってトロッコを押して勤勞奉仕の先頭に立たれるなど、粉骨碎身の汗と努力は當時人々の心を打ったのであります。

君のお人柄は、上下の分け隔てがないばかりでなく、常に温かく人に接し、人を思いやる心のみずからの心とされてこられました。君の政治家としての資質は、充実した町長時代、すでに君の業績にあらわれ、とうとい足跡となっており、町の発展の礎を築かれた君は、昭和二十六年、衆望を担って千葉県議會議員選挙に立候補し当選、その後連続五期にわたって県議を務め、さらに県議會議長をも務められました。

政争の激しい千葉県にあって、君は次第に県政界のまとめ役として重きをなしてこられました。マスコミは、後年、君を「千葉県のドン」と評しましたが、これは、私利私欲を離れて終始筋を通す君の態度、信義を守り人のめんどろを見る君の温かいお人柄、まとめ役としての君の大きな影響力を認めたものにはかなりません。

昭和四十二年、千葉地方区の補欠選挙で本院議員に当選された君は、自來十三年余にわたって本院にあり、その間、決算、運輸、通信、商工、公害等の委員や理事を務められました。ほか、北海道開発政務次官、外務委員長等を歴任されました。

君が外務委員長であられました折、あの歴史的な日中平和友好条約の審議が行われましたが、君の誠実なお人柄と公平無私な態度は委員のだけれども敬愛され、きわめて円満な委員会運営が行われたのであります。

また、首都圏整備審議会委員のほか、党にあっては中小企業調査会副会長、両院議員総会副会長、臨時成田空港建設促進特別委員会顧問、東京湾開発委員長、党総務等を歴任されました。

しかし、君の政治家としての本領は、表立って脚光を浴びる地位につくよりも、縁の下力持ちとして、まとめ役に徹することでありました。このようにして君は、閣僚候補に擬せられたときもこれを固辞し、また、生存中幾度か叙勲の話があった際にも、かたくこれを辞退されたと伺っております。

一昨春秋、胆石症の手術を受けられた君は、その後療養に専念された効あって快方に向かわれたと伺っております。しかし、不幸にも天は君を永遠に不帰の客としてしまったのであります。君は、死の直前まで郷里千葉県の政治の混乱を憂慮され、その憂慮を遺言として残されたのであります。まさに、郷里の人々の心をみずからの心として生きた政治家の面目躍如たるものを覚えさせていただきます。

いまや、ますます複雑化する社会情勢の中で、君のように豊かな経験と識見を持ち、他方、地方

昭和五十六年二月十三日 参議院會議録第五号

故議員市川房枝君に対し弔詞贈呈の件 北海道開発審議会委員の選挙 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件

昭和三十五年度一般会計補正予算(第一号)外二件

の人々の心を真に国政に反映させ得る実力を持った政治家こそ今日求められているものと信じます。

このようなときに君を失ったことは、御遺族の悲しみ、郷里の人々の痛手もさることながら、わが参議院にとっても痛恨のきわみであります。

ここに、謹んで、故野野儀作君のありし日の誠実なお人柄と数々の御遺徳をしのび、心から御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 議員市川房枝君は、去る十一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、同君に対し、院議をもって弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

これにて休憩いたします。  
午後零時十六分休憩

午後三時三十分開議  
○議長(徳永正利君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、来る二十三日任期満了となる北海道開発審議会委員二名の選挙を行います。

○真鍋賢二君 北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○小山一平君 私は、ただいまの真鍋君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 真鍋君の動議に御異議ございませんか。

いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、北海道開発審議会委員に岩本政光君、北修二君を指名いたします。

○議長(徳永正利君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に愛川重義君を、国家公安委員会委員に平岩外四君を、社会保険審査会委員長に加藤信太郎君を、同委員に黒木延君を、

中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、人事官、国家公安委員会委員、中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。

次に、社会保険審査会委員長、同委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) この際、日程を追加して、昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)昭和五十五年度特別会計補正予算(特第一号)昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長木村睦男君。

審査報告書  
昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)昭和五十五年度特別会計補正予算(特第一号)昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十六年二月十三日  
予算委員長 木村 睦男  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書  
一、委員会の決定の理由  
昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出において、(1)農業保険費の追加(2)災害復旧等事業費の追加(3)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改善費の追加等合計で一兆二千八百四十四億二千二百円の追加を行い、他方、(1)揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入の減額四百二十億円、既定経費の節減七百三十八億八千八百円の修正減少を行うこととして、(2)歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及び印紙収入七千三百四十億円、専売納付金二千四百四十四億三千四百四十四円、他収入七十六億三千四百四十四円の増収を見込むとともに前年度剰余金受入三千二百六十四億五千六百万円を計上することとしている。

この結果、昭和五十五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆九百二十五億二千四百四十四億増額し、四十三兆六千八百十三億六千七百四十四円となる。

なお、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づく公債を千七百億円増額し、「昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律」に基づく公債を千七百億円減額することとしている。

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計予算補正に関連して、厚生保険特別会計、農業共済再保険特別会計等の十三特別会計について、それぞれ所要の補正を行うこととして、

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、日本専売公社、日本国有鉄道、住宅金融公庫及び環境衛生金融公庫について、それぞれ所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十六年二月十日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年度特別会計補正予算(特第一号)右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十六年二月十日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年二月十日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年二月十日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

〔木村睦男君登壇 拍手〕

○木村睦男君 たいま議題となりました昭和五十五年度補正予算案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出につきまして農業保険費、災害復旧事業費、給与改善費など、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について措置を講ずることとしており、歳出の追加額は一兆二千八百四十四億円でありますが、他方、既定経費の節減等により一千五百五十九億円の修正減少を行うこととしておりますので、歳出の純追加額は一兆九百二十五億円となっております。

歳入につきましては、租税印紙収入で七千三百四十億円、専売納付金等税外収入で三百二十億円の増収を見込むとともに前年度剰余金の受け入れ等を計上しております。

本補正の結果、昭和五十五年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し一兆九百二十五億円増加して四十三兆六千八百四十四億円となります。

また、一般会計予算の補正に関連して、農業共済再保険特別会計等十三の特別会計について所要の補正が行われ、さらに政府関係機関予算では日本国有鉄道等の予算の補正を行うこととしております。

補正予算案は、一月二十六日国会に提出され、一月三十日渡辺大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十二、十三の両日、鈴木総理大臣並びに関係各大臣に対し国政全般にわたる広範な質疑が行われましたが、以下、質疑の主なもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

昭和五十六年二月十三日 参議院会議録第五号

多くの国民は不安を抱いている。特に憲法に関する奥野法相や竹田元統籌議長等の発言は許されぬと思うが、総理はリーダーシップを発揮すべきではないか」との質疑があり、これに対し、鈴木内閣総理大臣より、「鈴木内閣は現行憲法の根本理念である平和主義、民主主義、基本的人権を守り、憲法尊重擁護の義務を遵守する決意であり、憲法改正の考えはない。奥野法相の発言もこの基本方針を十分了承した上のことと思ふ。しかしながら、現行憲法には改正の条章が明確に規定されていることに照らして、憲法改正を調査研究することとは、憲法第九十九条の尊重擁護の義務に何ら背反するものではない」との答弁がありました。

次に、「五十五年度の政府の消費者物価見通しは、当初の六・四％が実績見込みでは七％に引き上げられ、最近ではそれすら実現が危ぶまれるほどで、政府の物価安定策は全然その効果を上げていない。五十五年春の賃上げが小幅であったことも影響して、所得の目減りが著しく、これが個人消費や住宅建設の落ち込みを招き、景気停滞の原因となっていることから判断して、物価調整減税を実施すべきではないか。また、例年の税収過小見積りも財政当局のやり方から見ると、補正後さらに三千億円程度の増収が見込めるのではないかと等の質疑がありました。

これに対し、渡辺大蔵大臣並びに政府委員より、「物価の上昇は石油の急激な値上げという海外要因によって生じたもので、先進資本主義国の多くで消費者物価が二けた上昇となっている中で、わが国は七％台にとどまっていることは理解願いたい。所得の目減りが起きていることは承知しているが、最大の政策課題である財政再建を考へると、物価調整減税を行う余裕はない。さらに、先進諸国に先駆けて課税最低限の大幅引き上げを行ってきた結果、わが国の租税負担率は諸外国に比べ決して高くないことを国民が理解し、減税は当面がままにしてほしい。補正後に大幅な税の年度内自然増収が見込めるとの指摘については、この

昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)外二件

補正で源泉所得税の給与総額を当初予算の九％増の見込みから一〇％程度の増加に引き上げたほか、農業所得は夏の低温被害の影響等で当初見込みを下回り、同じく冷夏による酒税を初め間接税の純化傾向等を勘案し、税目ごとにこれまでの税収実績を慎重に見守りながら積算しており、これ以上の年度内自然増収は期待できない」との答弁がありました。

次に、「夏の異常低温による水稲を初め農産物の被害発生による農業の損失は甚大で、農家の生活と農業経営は非常に困難に遭遇しているが、政府の救済対策は手ぬるいのではないか。また、異常気象に対応できる農業の恒久的な対策はどうか」等の質疑がありました。これに対し、亀岡農林水産大臣より、「昨年の異常低温による農業被害の実情に応じ、天災融資法の適用、激甚災の指定等を時期を失することなく適時適切な対処をしている。まず、農業共済金の支払いを五十五年中に完了するようそれぞれの機関を督促して実施を急がせ予定どおり完了したのを初め、天災融資法の適用も各県の協力を得て目下実施中である。また、恒久対策については、昨年の被害状況調査の結果でも、基本的な農業技術の基盤がしっかりしている農家や、金肥に過度に依存せず堆肥等による地力維持を心がけてきた農家等の被害は軽微であったことにかんがみ、冷害に強い品種改良等とあわせ、異常気象対策の徹底を期するよう農家の指導強化を図りたい」との答弁がありました。

なお、質疑はその他広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して赤桐委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して平井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して田代委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委員が反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第1号)外二件

討論を終局し、採決の結果、昭和五十五年度補正予算案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(徳永正利君) 三案に対し、討論の通告がございませぬ。発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇 拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいまの昭和五十五年度補正予算案に対し反対の討論を行います。

今日、「危機の時代」と言われる八〇年代の二年目を迎え、わが国を取り巻く情勢には一段と厳しいものがあります。よって、いままでも以上に精密かつ大胆な政策運営が明晰なビジョンに基づいて行われることが求められております。

政府は、五十五年度当初予算の編成に当たって、経済の課題は物価の安定を図りつつ景気の拡大基調を維持して国民生活の安定を図ることにありとされており、これらの課題は果たして達成されたでありましょうか。いま景気全体のかげりは色濃く様相を強めております。年間ペースでは住宅投資の低迷が非常に低いことを明らかにしており、数年間の実績と比べ実に三割にも及ぶ大幅な落ち込みとなることは確実な情勢になっております。

また、政府は、当初、今年度の消費者物価の上昇見込みを六・四％とし、それは達成されると実は言い続けてきたのであります。しかるに、消費者物価の動向は、昨年の四月以降、常に八％台の高水準で推移し、ついに昨年暮れの政府の消費者物価改定見通しでは六・四％の物価上昇を断念し七％に改定したのであります。現実にはこれを上回る情勢に立ち至っているのであります。これは、政府による各種公共料金の無誅な値上げと、野菜その他への物価政策の無策によるものであります。誤った経済政策による物価の高騰で国民生活は苦しみを増しております。年度間を通じ

昭和五十六年二月十三日 参議院會議録第五号

た実質資金はマイナス必至の情勢となつておりま  
す。この反面、企業利潤は着実に回復し、当初予  
想を上回る好決算となつており、大企業優先、国  
民不在の政府の姿勢が一層明確になつておりま  
す。ここに鈴木内閣に強い反省を促したいのであ  
ります。

さらに、最近の政府の政治姿勢はきわめて危険  
な徴候で彩られております。たとえば、アメリカ  
の対日防衛費の肩がわりの要求にこたえるための  
軍事力の増強を正当化かつ表面化させている点で  
あり、その裏返しとして、福祉見直しの名のもと  
に、弱者救済ではなく弱者切り捨てをはかること  
によつて軍国化の財源を確保し、国民の平和意識  
を麻痺させ、この国の歴史を逆流させようとして  
いる点であります。私たちはこのような政府の危  
険な発想に対し断固反対するものであります。

以下、若干、本補正予算に反対する具体的な理  
由を申し述べます。

まず第一に、本補正予算は、当初予算編成の段  
階ですでに組むべきものとして予定されていたと  
いうことであります。

たとえば、政府は、当初予算において給与改善  
費のための経費を計上するに際し、公務員の給与  
アップ二%相当額しか見込まず、当初から補正予  
算で処理する態度で臨んでいたことは明らかであ  
ります。確かに、補正予算は財政法第二十九条に  
よつて作成が認められております。しかし、当初  
に予測できる歳入は可能な限り正確に計上するこ  
とが財政民主主義の基本であります。この基本を  
否定する傾向が強まる状況にあることを危惧し、  
政府に強い反省を求めざるを得ません。

第二に、政府の物価対策が不十分であることで  
あります。

昭和五十五年一般会計補正予算(第一号)外二件  
に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一

後手で、真にインフレから国民を守るといふ姿勢  
が全く感じられません。また、五十五年度総予算  
の修正に際しては五百億円の物価対策費が設  
けられたのに、それがほとんど有効に利用されず、  
本補正予算計上も約三十億円にすぎません。物価  
対策準備費を積極的に支出して野菜対策など物価  
抑制のための適切な施策を講ずべきであります。  
所得税の負担調整のための戻し税減税などを  
考慮すべきであります。

第三に、税収見積りもりの不適正であります。  
五十五年度の当初税収見積り二十六兆四千四百十  
億円に対し、本補正予算における見積りは二十七  
兆千四百五十億円で、七千三百四十億円の補正  
の追加補正となつております。五十四年度の補正  
では一兆九千九百九十億円の増収がありました。昨年  
に引き続き、五十五年度の巨額の税の自然増収の  
背景には、当初予算における税収見積りもりが不当  
とも言えるほどに過小に評価されてきたからであ  
ります。政府は、税の自然増収を過小評価し、こ  
れによつて増税の舞台づくりを行つているとさ  
え考えられ、意図的な税収見積りもりだと指摘せざる  
を得ません。特に物価調整減税の据置きによつ  
て所得税の収入は当初見積りより二〇%も上回  
り、巨額の自然増収を生み出す機構ができ上がつ  
ております。こうした点に目をこらさず、財源不足  
をいたずらに誇張するやうな政府のやり方では、  
財政再建のための大型消費増税の導入など、とうて  
い国民の納得するところではありませぬ。

第四には、国債減額と財政支出の問題でありま  
す。

国債の減額が行われないのは、既定経費の節減  
にメスが十分に入れられていないことを意味する  
のであります。特に問題なのは、予算委員会に  
おけるわが党の反対討論でも触れませんでしたと  
揮発油税収入の減少を補つてくれるため四百二十億  
円の道路整備事業費を増額させていることであ  
ります。揮発油税の減収を補つてくれるために一般財  
源を支出することはどうしても理解するわけには

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済  
一般会計から繰入金等に関する法律案外一件

まいりませぬ。  
このような安易な財政再建への政府の姿勢につ  
いてさらに触れておかねばならないのは、これま  
での国債発行に対する歴代自由民主党政府の姿勢  
であります。

実は、わが党は、四十年にわたる戦後初の国  
債導入以来、一貫して国債の発行に強く反対し、  
あるいは注文をつけ、インフレの危険や、やがて  
借金を返すために借金をするやうな財政に陥る危  
険を再三再四にわたり指摘してまいりました。し  
かし、政府は、国債政策はわが国の経済規模から  
見て何ら心配ないとして、以後増発を重ね、国債  
発行を完全にとめることができる状況にあつてき  
たのであります。そして今日、この借金の泥沼か  
ら脱出するに際し政府は何と言っているのでありま  
しょうか。国債発行を続けることインフレになる、  
借金のために借金をするやうな事態に陥ると指摘  
し、これを回避するには増税が必要であると国民  
に求めているのであります。

十六年前にわが党が指摘したことをそのまま  
ま政府は理由としていっているのであります。このよ  
うなやり方には全く言いようのない憤りを覚えま  
す。わが党が強く国債の発行に反対して反対したと  
き、なぞもつと真剣に耳を傾けようとしなかつた  
のですか。また、その後これを教訓としてなげ生  
かそうとしなかつたのですか。本補正においてこ  
の点について強い反省を求め、国民に一方的に押  
しつけるだけの財政再建に強く反対するものであ  
ります。

第五に、地方交付税財源の計上、取り扱いが政  
府の御都合主義で行われている点を指摘せざるを  
得ません。

九〇

合で行われたのだと言われてもいたし方ありませ  
ん。歴代総理は私に、「地方交付税は地方の固有  
の財源である」と佐藤さん以来答弁し続けてまい  
りました。この際、政府は、地方交付税の固有財  
源性を明確にするため、特別会計への直入方式を  
採用し、御都合主義の介入を速やかに絶つべきで  
あります。

以上のはか、雪青、冷害対策の不十分さもあら  
わであります。重ねて政府提出の補正予算第三案に  
反対することを明らかにし、討論を終わります。  
(拍手)  
○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたし  
ました。  
○議長(徳永正利君) これより三案を一括して採  
決いたします。  
三案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。  
よつて、三案は可決されました。(拍手)

○議長(徳永正利君) 日程第一 農業共済再保険  
特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果  
樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てる  
ための一般会計から繰入金等に関する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
日程第二 昭和五十五年の水田利用再編奨励  
補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に  
関する法律案(衆議院提出)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長中  
村太郎君。

審査報告書  
農業共済再保険特別会計における農作物共  
済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金  
の支払財源の不足に充てるための一般会計か  
ら繰入金等に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

大蔵委員長 中村 太郎  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十五年において低温等による水稲、大豆、うんしゅうみかん等の被害が異常に発生したことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等所要の措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、昭和五十五年一般会計補正予算において、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入額として、千三百九十二億七千六百八十八万九千円、果樹勘定への繰入額として、四十七億二千三百三十五万五千円がそれぞれ計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

農業共済再保険特別会計における農作物共

昭和五十六年二月十三日 参議院会議録第五号

濟、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律

(一般会計からの繰入れ)

第一条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に千三百九十二億七千六百八十八万九千円、果樹勘定に四十七億二千三百三十五万五千円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。次条において「法」という。)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)  
第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年において、同勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案外一件

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年二月十二日

大蔵委員長 中村 太郎  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十五年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれの負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十五年度約十二億円である。

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十六年二月十日

衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

第一条 個人が、政府から昭和五十五年度の水田

利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十五年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)  
第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその交付を受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その交付を受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔中村太郎君登壇、拍手〕

○中村太郎君 ただいま議題となりました両案に

昭和五十六年二月十三日 参議院會議録第五号

つきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案は、昭和五十五年において、低温等による水稲、大豆、温州ミカン等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、必要な資金を一般会計からこれらの勘定に繰り入れる等の措置を講じようとするものであります。

次に、昭和五十五年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。昭和五十五年に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には、圧縮記帳の特例を認めることにより、税負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案は討論なく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案外一件 永年在職議員表彰の件

○議長(徳永正利君) この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員江藤智君、阿具根登君、白木義一郎君、故市川房枝君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。

つきましては、院議をもって四君の永年の功勞を表彰することとし、その表彰文は議長に一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました四君に対する表彰文を朗読いたします。

〔江藤智君起立〕

議員江藤智君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

〔拍手〕

〔阿具根登君起立〕

議員阿具根登君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

〔拍手〕

〔白木義一郎君起立〕

議員白木義一郎君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

〔拍手〕

議員市川房枝君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもつて表彰します

○議長(徳永正利君) 町村金五君から発言を求められました。発言を許します。町村金五君。

〔町村金五君登壇、拍手〕

○町村金五君 私は、本院議員を代表いたしました。ただいま永年在職のゆえをもって表彰せられました江藤智君、阿具根登君、白木義一郎君並びに故市川房枝君に対して、一言お祝いの言葉を申し上げます。

江藤智君は、昭和三十一年第四回通常選挙に全国区より当選され、以来今日に至るまで本院議員として活躍されてまいりました。その間同君は、運輸委員長のほか、第二次池田内閣の経済企画政務次官、第二次田中内閣の運輸大臣として、また一方、党内におきましては、自由民主党政務調査会副会長、総務副会長、さらに参議院自由民主党議員副会長、同国会対策委員会委員長等の要職を歴任されたのであります。

阿具根登君は、昭和二十八年第三回通常選挙に全国区より当選され、その後四たびの選挙を経て、今日に至るまで本院議員として活躍されてまいりました。その間、社会労働委員長、石炭対策特別委員長及び公害対策・環境保全特別委員長を歴任、党内におきましては、日本社会党参議院国会対策委員長並びに議員会長の要職につかれ、現在日本社会党中央執行委員会副委員長を務めておられます。

白木義一郎君は、昭和三十一年の第四回通常選挙に大阪地方区より当選され、今日に至るまで本院議員として活躍されてまいりました。その間、懲罰委員長、災害対策特別委員長及び公職選挙法改正に関する特別委員長を歴任され、党内においては公明党副委員長のほか、参議院公明党議員団副団長の要職につかれ、現在は公明党中央統制委員長を務めておられます。

このように、三君はいずれも議院や会派の重要な役職を歴任され、そのすぐれた豊かな御人格と御誠見によりまして、議会制民主主義の確立と本院の使命達成のために指導的役割りを果たしてこられたのであります。

ここに、われわれ議員一同は、本日榮譽ある表彰を受けられました三君の二十五年間の御功績に對しまして深甚なる敬意を表しますとともに、心からの祝意を表する次第であります。

現下、わが国内外の諸情勢はまことに多事多端であり、本院に對する国民の期待もまた大なるものがあります。

どうか、三君におかれましては、健康に留意せられ、今後とも本院の使命達成と議会民主政治の発展のためより一層の御尽力を賜りますよう、切にお願ひ申し上げる次第であります。

故市川房枝君は、昭和二十八年の第三回通常選挙に東京地方区より立候補当選され政界に入られたのであります。昭和四十九年には全国区に転ざられ、今日に至るまで二十五年の長きにわたり本院議員として活躍されてまいりました。

同君は、皆様御承知のとおり、大正八年以来一貫して婦人参政権運動や婦人の地位の向上等に情熱を傾けてこられました。また、院内においては、昭和三十七年に第二院クラブを結成し、同クラブの議員代表等を務められたのであります。

しかし、同君は、一月十六日突然病に倒れられ、日赤医療センターにおいて療養に努めておられましたが、去る二月十一日午前七時十三分、本日のはえある日を待たず急逝せられました。まことに痛惜哀悼にたえません。ここに心から同君の御冥福をお祈りいたします。

はなはだ簡単ではありますが、お祝いの言葉といたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) 江藤智君、阿具根登君、白木義一郎君から、それぞれ発言を求められました。発言を許します。江藤智君。

〔江藤智君登壇、拍手〕



○江藤智君 たいまは、院議をもつて表彰を受けて、また、身に余るお祝いの言葉をいただきました。まことにありがとうございます。ここに厚く御礼を申し上げます。(拍手)

しかし、先輩の市川房枝先生には、この日を利用して御逝去になりましたことは返す返すも残念でございます。心から御冥福をお祈り申し上げます。次第でございます。

私がきょうの荣誉ある日を迎えましたことは、ひとえに先輩、同僚の皆様方の御指導と、長い間私を御支援くださいました全国の皆様方の御厚情のたまものであると心から感謝申し上げます。

私が最初に当選いたしましたのは鳩山内閣のときでありました。以来二十五年の議員生活を顧みますとき、まことに感慨深いものがあります。

いまや、日本は内外ともにきわめて重大なときでありました。この際、私は、微力ながら、初心に立ち返りまして、議会政治発展のために全力を挙げてまいりたいと思っております。どうぞ、皆様方におきましては、今後とも御指導のほどをひとえにお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。(拍手)

どうもありがとうございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 阿具根登君。  
[阿具根登君登壇、拍手]

○阿具根登君 たいまは、院議をもちまして、永年在職のゆえをもつて表彰を賜りました。さらに、院を代表して町村先生より御丁寧なる祝辞を賜りまして心から感謝申し上げます。厚くお礼を申し上げます。次第です。

きょうは、一緒に表彰をいただき、私とともに二十八年第三回参議院選挙に当選されて、今日まで御指導いただきました市川房枝先生がこの壇上から謝意を申されることのできないことをきわめて残念に思います。しかし、議会の良心と言われた市川さんの火は、消えることなく、私たちの胸の中で燃え続けていくと思っております。いまは、ただただ冥福を祈るのみです。

私は、二十歳から十年軍隊生活を送り、終戦直

後、市会議員、県会議員を通じて参議院に当選させていただきましたが、本日、はえある表彰をいただき、まことにありがとうございます。先輩、同僚、皆さんの御指導と御鞭撻により、あるいは終始変わらない全国の支持者の方々の温かい御支援のたまものと深く深く感謝申し上げます。次第です。

願ひまして、夢と希望のみが大きくなって、なすこととの余りにも少なかつたことを恥じ入っておる次第です。ある人の言をかりて申しますならば、夢を追い夢に追われて三十年、議事堂のほとりにとりたすむの感です。しかし、ますます国内外とも多端な今日、残された期間を精いっぱいがんばっていきたくと思っております。

先輩、同僚の皆様方の御指導を心からお願ひ申し上げます。お礼の言葉を申し上げます。(拍手)

ありがとうございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 白木義一郎君。  
[白木義一郎君登壇、拍手]

○白木義一郎君 一言、御礼の言葉を申し述べさせていただきます。

本日、私が永年勤続のゆえをもちまして、議長より院議による表彰を賜り、かつまた、先ほどは本院を代表して町村先生より身に余る御祝辞をちょうだいいたしました。まことに感激にたえません。

願ひますれば、昭和三十一年、公明党初の国会議員として大阪地方区で初当選をさせていただきました。より二十五年、現在ではわが党も衆参六十一名を数えるに至りました。三十六歳より五たびの試験を乗り越え、ただ一筋に議会活動の中で生きてきた私にとりまして、現在の党の陣容を見ますとき、一段と感慨を深くするものでございます。

このたび、不徳非才の私がこのような荣誉に浴し得ましたことは、ひとえに先輩、同僚議員の皆様方の厳しくも温かい御指導があったればこそと、衷心より御礼を申し上げます。次第でございます。

また、不肖な私を二十五年もの長きにわたり応援し続けてくださった地元大阪の有権者の皆様

心から感謝の気持ちをし述べますとともに、この荣誉と喜びを分かち合いたいと思っております。ところで、激動の八〇年代と言われてはや二年、世界の情勢は一段とその厳しさを増し、国際社会におけるわが国の比重はますます高まりつつあります。いまこそ世界平和を目指し、わが国が大きく貢献しなければならぬ時代に入っております。さらに、エネルギー、食糧、高齢化社会、教育、財政再建、安全保障など、政治が解決しなければならぬ問題が山積しております。私は、このときにあつて、国民の負託を受けた国会の持つ責務の重大さと、さらにその中にある本院の果たさねばならぬ使命の重さを痛感する次第でございます。ことわざにも「初心忘るべからず」という言葉がございますが、私もこのたびのはえある表彰を機に、初心に立ち戻り、清潔、公平、自由な政治の実現を目指し、さらに精励してまい

何とぞ、今後とも本院の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。本日、ともに表彰の栄に浴すべき先輩の市川房枝先生の訃報を心から悲しむと同時に、かつて無所属時代に、私ども、おばあちゃん、おばあちゃん、実は控室であたかも母親のごとく接してまいりました先生の御他界を知りまして、ひとしお市川先生の残された政治的教訓等を大いに今後活動にあらわしていきたい、そのような気持ちで申し上げます。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただきます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 徳永 正利君

議員

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 鶴岡 洋君  | 中野 鉄造君 | 秋山 長造君 |
| 大川 清幸君 | 波部 通子君 |        |
| 和泉 照雄君 | 馬場 富君  |        |
| 高木健太郎君 | 小西 博行君 |        |
| 桑名 義治君 | 中野 明君  |        |
| 太田 淳夫君 | 村上 鋭一君 |        |
| 伊藤 郁男君 | 井上 裕君  |        |
| 堀出 啓典君 | 原田 立君  |        |
| 藤原 房雄君 | 柳澤 鍊造君 |        |
| 井上 計君  | 田代由紀男君 |        |
| 円山 雅也君 | 三木 忠雄君 |        |
| 山田 昭範君 | 黒柳 明君  |        |
| 峯山 昭範君 | 三治 重信君 |        |
| 田代富士男君 | 原 文兵衛君 |        |
| 柄谷 道一君 | 鈴木 一弘君 |        |
| 矢追 秀彦君 | 河本嘉久蔵君 |        |
| 淡谷 邦彦君 | 二宮 文造君 |        |
| 木島 則夫君 | 小平 芳平君 |        |
| 志村 愛子君 | 中尾 辰義君 |        |
| 多田 省吾君 | 新谷寅三郎君 |        |
| 白木義一郎君 | 大石 武一君 |        |
| 田淵 哲也君 | 山田 勇君  |        |
| 安井 謙君  | 前島英三郎君 |        |
| 青島 幸男君 | 田 英夫君  |        |
| 森田 重郎君 | 宇都宮徳馬君 |        |
| 喜屋武眞榮君 | 岩上 二郎君 |        |
| 野末 陳平君 | 松尾 官平君 |        |
| 谷川 寛三君 | 増岡 康治君 |        |
| 前田 勲男君 | 林 寛子君  |        |
| 藤井 裕久君 | 田原 武雄君 |        |
| 降矢 敬義君 | 戸塚 進也君 |        |
| 高橋 圭三君 | 坂元 親男君 |        |
| 竹内 深君  | 林 道君   |        |
| 細川 護熙君 | 遠藤 要君  |        |
| 平井 卓志君 | 藤井 孝男君 |        |
| 下条進一郎君 |        |        |
| 金井 元彦君 |        |        |

嶋崎 均君	中西 一郎君	岡部 三郎君	梶原 清君
上條 勝久君	八木 一郎君	川原新次郎君	村沢 牧君
松垣徳太郎君	塚田十一郎君	伊江 朝雄君	長谷川 信君
那 祐一君	江藤 智君	後藤 正夫君	佐々木 満君
田中 正巳君	源田 実君	森下 泰君	宮田 輝君
熊谷太三郎君	初村滝一郎君	福岡日出磨君	広田 幸一君
加藤 武徳君	岩崎 純三君	山東 昭子君	中村 太郎君
浅野 拡君	中村 啓一君	夏目 忠雄君	秦野 章君
高平 公友君	森山 眞弓君	鳩山威一郎君	目黒今朝次郎君
野呂田芳成君	松浦 功君	赤桐 操君	鈴木 省吾君
村上 正邦君	仲川 幸男君	長田 裕二君	内藤普三郎君
福田 宏一君	成相 善十君	村田 秀三君	片岡 勝治君
名尾 良孝君	井上 孝君	山内 一郎君	安孫子藤吉君
降矢 敬雄君	岩本 政光君	玉置 和郎君	土屋 義彦君
板垣 正君	真鍋 賢二君	河野 謙三君	吉田 正雄君
江島 淳君	熊谷 弘君	小谷 守君	本岡 昭次君
遠藤 政夫君	北 修二君	鈴木 和美君	山田 護君
鈴木 正一君	金丸 三郎君	坂倉 藤吾君	下田 京子君
亀長 友義君	大島 友治君	佐藤 三吾君	大森 昭君
衛藤征十郎君	井上 吉夫君	松前 達郎君	龜山 篤君
堀内 俊夫君	岡田 広君	高杉 忠忠君	近藤 忠孝君
大鷹 淑子君	斎藤栄三郎君	勝又 武一君	大木 正吾君
亀井 久興君	梶木 又三君	丸谷 金保君	安武 洋子君
坂野 重信君	古賀雷四郎君	矢田部 理君	志苦 裕君
斎藤 十朗君	世耕 政隆君	福岡 知之君	野田 哲君
上田 稔君	安田 隆明君	粕谷 照美君	片山 甚市君
山崎 竜男君	町村 金五君	山中 郁子君	香脱タケ子君
増田 盛君	丸茂 重貞君	寺田 熊雄君	宮之原貞光君
鍋島 直紹君	西村 尚治君	和田 静夫君	松本 英一君
植木 光教君	小澤 太郎君	竹田 四郎君	山崎 昇君
藏内 修治君	岩動 道行君	立木 洋君	神谷信之助君
木村 睦男君	福島 茂夫君	小山 一平君	川村 清一君
楠 正俊君	美濃部亮吉君	西ヶ久保重光君	戸叶 武君
山本 富雄君	中山 千夏君	小笠原貞子君	市川 正一君
山田耕三郎君	高木 正明君	瀨谷 英行君	青木 新次君
内藤 健君	関口 恵造君	阿具根 登君	小柳 勇君
田沢 智治君	大木 浩君	加瀬 完君	藤田 進君
大河原太一郎君			八百板 正君

上田耕一郎君 宮本 頼治君  
 内閣総理大臣 鈴木 善幸君  
 法務大臣 奥野 誠亮君  
 外務大臣 伊東 正義君  
 大蔵大臣 渡辺美智雄君  
 文部大臣 田中 龍夫君  
 厚生大臣 園田 直君  
 農林水産大臣 亀岡 高夫君  
 通商産業大臣 田中 六助君  
 運輸大臣 塩川正十郎君  
 郵政大臣 山内 一郎君  
 労働大臣 藤尾 正行君  
 建設大臣 斉藤滋与史君  
 自治大臣 安孫子藤吉君  
 国家公安委員 宮澤 喜一君  
 国家公安委員 中山 太郎君  
 内閣官房長官 中會根康弘君  
 総務大臣 原 健三郎君  
 総務大臣 大村 襄治君  
 防衛庁長官 河本 敏夫君  
 経済企画庁長官 中川 一郎君  
 科学技術庁長官 鯨岡 兵輔君  
 科学技術庁長官 藤田 進君  
 環境庁長官 八百板 正君

議長の報告事項

去る一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
 予算委員

辞任 村沢 牧君 補欠 鈴木 和美君  
 安恒 良一君 補欠 龜山 篤君  
 上田耕一郎君 補欠 下田 京子君

決算委員

辞任 村上 正邦君 補欠 福田 宏一君  
 補欠 福田 新一郎君  
 藤山 篤君 補欠 安恒 良一君

議院運営委員

辞任 福田 宏一君 補欠 村上 正邦君  
 同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

物価等対策特別委員会

委員長 丸谷 金保君

公職選挙法改正に関する特別委員会

委員長 鳩山威一郎君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 太田 淳夫君

公害及び交通安全対策特別委員会

委員長 山崎 昇君

エネルギー対策特別委員会

委員長 細川 護国君

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員長 上田 稔君

安全保障特別委員会

委員長 原 文兵衛君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。  
 地方行政委員会  
 理事 志苦 裕君 (佐藤三吾君の補欠)  
 予算委員会  
 理事 香脱タケ子君 (香脱タケ子君の補欠)





予算委員

辞任

穂山 篤君

鈴木 和美君

田淵 哲也君

決算委員

辞任

安恒 良一君

伊藤 郁男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員

辞任

堀内 俊夫君

板垣 正君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

青島 幸男君

喜屋武眞榮君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

酒税法の一部を改正する法律案(関法第四号)

物品税法の一部を改正する法律案(関法第五号)

印紙税法の一部を改正する法律案(関法第六号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(関法第七号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第八号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第九号)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(関法第一〇号)

去る三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

所得税法の一部を改正する法律案(関法第一一号)

法人税法の一部を改正する法律案(関法第一二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(関法第一三号)

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(関法第一四号)

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第一五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣審議官後藤利雄君外六十二名(二月三十日議長承認)を第九十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る四日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

岐阜県選出(二月三日当選)

藤井 孝男君(藤井丙午君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(関法第一〇号)

内閣委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(関法第八号)

法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第九号)

外務委員会に付託

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(関法第一号)

大蔵委員会に付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(関法第一四号)

公害及び交通安全対策特別委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

村沢 牧君

大森 昭君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(関法第一六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出学校事務職員処遇改善に関する質問に対する答弁書

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

喜屋武眞榮君

青島 幸男君

去る九日議長は、さきに逝去された議員菅野操君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院は議員正四位勲二等菅野操君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

青島 幸男君

山田 勇君

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和三十五年水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特別に関する法

律案(衆第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計における農作物共済

畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計からする繰

入金等に関する法律案(閣法第一号)

大蔵委員会に付託

昭和三十五年一般会計補正予算(第一号)(閣

予第一号)

昭和三十五年特別会計補正予算(特第一号)

(閣予第二号)

昭和三十五年政府関係機関補正予算(機第一

号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付

託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(閣法第一七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託

した。

昭和三十五年水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特別に関する法

律案(大蔵委員長提出)(衆第一号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

次の議案を地方行政委員会に付託した。

昭和三十五年度分として交付すべき地方交付税

の総額の特例に関する法律案(閣法第二号)

黒木 延

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議

会委員に任命したので、社会保険審議会及び社

会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月一日任期満了による再任) 圓城寺次郎

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づ

く昭和三十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込

額書を受領した。

一昨十一日全国選出議員市川房枝君が逝去され

た。

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

神谷信之助君 補欠

市川 正一君

商工委員

市川 正一君 補欠

神谷信之助君

市川 正一君

予算委員

市川 正一君 補欠

神谷信之助君

市川 正一君

谷川 寛三君 補欠

村上 正邦君

市川 正一君

谷川 寛三君

村上 正邦君

谷川 寛三君

村上 正邦君

谷川 寛三君

村上 正邦君

記

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長

及び同委員に任命したので、社会保険審査官及び

社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十五日任期満了の今村謙の後任)(委員長)

加藤信太郎

(二月二十八日任期満了による再任)(委員)

加藤信太郎

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいの

で、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本

院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月四日任期満了による再任) 愛川 重義

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に

任命したので、警察法第七条第一項の規定に基

づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和三十五年十二月二十四日任期満了の田實

渉の後任) 平岩 外四

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員長

及び同委員に任命したので、社会保険審査官及び

社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十五日任期満了の今村謙の後任)(委員長)

加藤信太郎

(二月二十八日任期満了による再任)(委員)

加藤信太郎

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議

会委員に任命したので、社会保険審議会及び社

会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議

会委員に任命したので、社会保険審議会及び社

会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月一日任期満了による再任) 圓城寺次郎

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づ

く昭和三十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込

額書を受領した。

一昨十一日全国選出議員市川房枝君が逝去され

た。

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

神谷信之助君 補欠

市川 正一君

商工委員

市川 正一君 補欠

神谷信之助君

市川 正一君

予算委員

市川 正一君 補欠

神谷信之助君

市川 正一君

谷川 寛三君 補欠

村上 正邦君

市川 正一君

谷川 寛三君

村上 正邦君

谷川 寛三君

村上 正邦君

谷川 寛三君

村上 正邦君

昭和五十六年二月十三日 参議院会議録第五号 議長報告事項

許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

近藤 忠孝君 立木 洋君

安全保障特別委員

辞任 補欠

立木 洋君 上田耕一郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

石油備蓄法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二三三号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

社会労働委員会に付託

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

商工委員会に付託

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

運輸委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律案(閣法第一号)可決報告書

昭和五十五年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第一号)可決報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十五年度一般会計補正予算(第一号)、昭和五十五年度特別会計補正予算(特第一号)及び昭和五十五年度政府関係機関補正予算(機第一号)可決報告書

学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十六年一月二十九日

参議院議長 徳永 正利殿

喜屋武貞榮

学校事務職員の処遇改善に関する質問主意書

一 学校事務職員の処遇(教員との格差も含む)及び配置の現状はどうか。

二 学校事務職員の専門性、特殊性、重要性をどう認識しているか。

学校事務職員は、学校教育上極めて重要な役割を果たしている。すなわち、文書・統計・給与・

經理といった一般的な事務とともに、教材教具、施設設備、就学奨励、PTA等に関するような児童生徒や、父母に直接かかわる事務にたずさわっている。したがつて、職務を適正に遂行するためには、学校教育の内容、教育行政の仕組み、子どもの心理・発達などに深い識見と経験が不可欠である。このように一般行政事務とは異なつた専門性・特殊性があるにもかかわらず、その処遇は不十分といわざるをえない。また学校教育は、校長、教員ばかりでなく、すべての教職員の協力一致がなければ、その効果をあげることはできない。その意味からも、教職員との処遇上の格差を是正することは急務といわなければならない。

よつて、次の諸点について政府の見解を伺いたい。

一 学校事務職員の処遇(教員との格差も含む)及び配置の現状はどうか。

二 学校事務職員の専門性、特殊性、重要性をどう認識しているか。

九八

三 学校事務職員の専門性の確立と処遇の抜本的改善を図るため、職務・職階給を排除した「独自の給与体系」を作るべきではないか。

四 前記三が実現するまでの当面の施策として、

(一)昇格基準の緩和、とくに国家公務員という行政職(三等級への昇格を容易にすること、(二)俸給の調整額を支給すること、(三)時間外勤務手当を適正に支給すること、(四)高校の定時制通信教育手当や障害児学校における俸給の調整額の支給を実現すべきではないか。

五 学校事務職員の全校配置と一層の定数改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(学校教育法第二十八条第一項)を改正すべきではないか。

六 「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」を改正し、育児休業制度を学校事務職員にも適用すべきではないか。

右質問する。

昭和五十六年二月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武貞榮君提出学校事務職員の処遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武貞榮君提出学校事務職員の処遇改善に関する質問に対する答弁書

一について

小学校、中学校、高等学校等に置かれる事務職員(以下「学校事務職員」という。)の勤務条件については、国立学校にあつては国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に、公立学校にあつては地方公務員法、いわゆる給与条例等にそれぞれ規定されるところにより、また、私立学校にあつては設置者との契約等によ

り定められるところによるものである。

なお、学校事務職員と教員の給与について、

初任給の例をみると、国立学校にあつては、大卒業者の場合、学校事務職員は他の機関に置かれる事務職員と同額の九万七千円、教員は十

万七千八百円(いずれも昭和五十六年一月末現在)となつてゐる。また、公立学校にあつては国立学校に準じて措置されている。学校事務職員の配置は、学校の種類、規模等によつて異なつてゐるが、昭和五十五年五月一日現在において置かれてゐる学校事務職員の数は、次表のとおりである。

設置者の別	学校種別					
	国立学校	公立学校	私立学校	養護学校	盲学校	聾学校
小学校	二二〇人	二八、〇二六	三四七	八〇	一〇	一〇
中学校	二二四	一四、一四二	一、〇七五			
高等学校	一一〇	二〇、〇〇八	八、五三三			
盲学校	一三	三〇六	四			
聾学校	一〇	四四四	四			
養護学校	八〇	一、八一九	一九			

二について

学校事務職員は、学校の事務に従事する者であり、他の機関に置かれる事務職員と同様に、重要な職務を担当していると考へてゐる。

三について

御質問のような学校事務職員独自の給与体系を作ることは考へてゐない。

四について

昭和五十六年二月十三日 参議院會議録第五号 質問主意書及び答弁書

現在のところ、「昇格基準の緩和」、「俸給の調整額を支給すること」及び「高校の定時制通信教育手当や障害児学校における俸給の調整額の支給」の措置を講ずることは考えていない。また、時間外勤務手当の時間外勤務の実情に応ずる支給については、従来より指導を行つてきて

いるところである。  
五について  
公立の小学校及び中学校の事務職員の定数改善については、昭和五十五年法律第五十七号をもつて公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、昭和五十五年度を初年度とする新たな改善計画が発足し、その円滑な実施に努めているところである。

また、現在、学校教育法第二十八条第一項を改正する考えはない。  
六について

学校事務職員を育児休業制度の適用対象とすることについては、他の機関に置かれる事務職員との均衡からみて考えていない。

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する  
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和五十六年二月三日  
参議院議長 徳永 正利殿  
秦 豊

成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する  
質問主意書  
運輸省・新東京国際空港公園(以下「空港公園」という。)が、空港公園名義をもつて昭和四十六年二月三日付で千葉県収用委員会に提出した緊急裁決申立書は、公共用地の取得に関する特別措置法

第二十条第二項・同法施行規則第四条別記様式第三に規定される書式を欠き、緊急裁決を申し立て

る理由の記載を欠缺したものであつたことが、昭和五十六年一月十六日付内閣答弁書(内閣参質九四第一号)で明らかにされている。  
よつて、右緊急裁決申立書に係る申し立ての違法の存否について、左により運輸大臣及び空港公園の御答弁を鈴木善幸首相の責任において賜りたい。

一 右申し立ては違法であるのかどうか。  
二 違法でないとした場合、その理由。  
なお、右申し立ての効力の存否についての御答弁は不用である。

ちなみに、事実関係の明らかな事柄に関する違法の存否についての質問にすぎないので、国会法第七十五条第二項にいう「七日以内」に御答弁が賜れるものと強く期待する。

右質問する。

昭和五十六年二月十日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る緊急裁決申立書に関する質問に対する答弁書  
一及び二について  
御質問の緊急裁決申立書に係る申立ては、公共用地の取得に関する特別措置法施行規則別記様式第三による様式の一部を欠くものであつたが、収用委員会の審理の開始は妨げられないと考えられ



るから、その意味において違法ではない。

〔参照〕

二月十二日議長において、左のとおり議席を指定した。

八七 藤井 孝男君

昭和五十六年二月十三日 参議院会議録第五号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

（定価一部）  
一〇〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五二四一八代

〒105